

ベースロード市場について

2024年2月28日 資源エネルギー庁

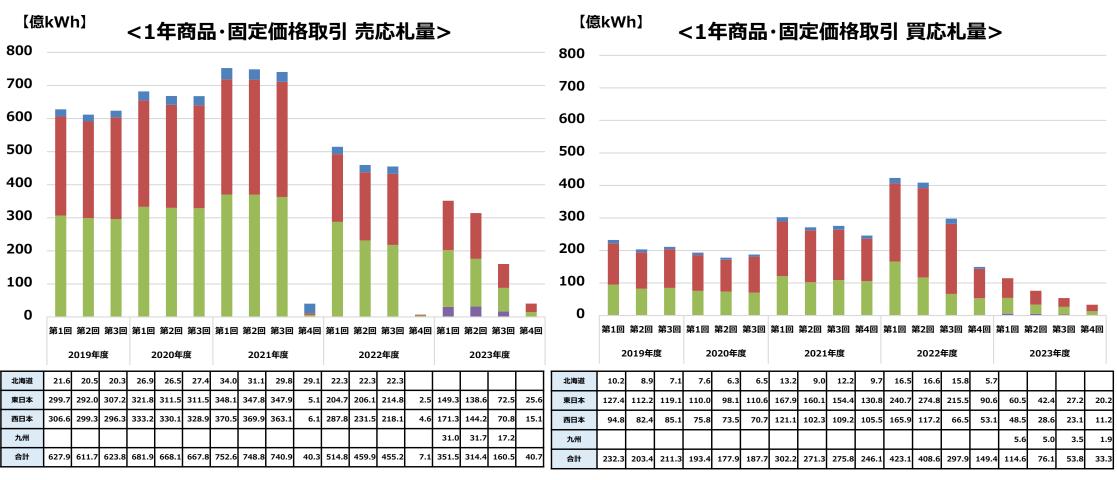
はじめに

- 第86回制度検討作業部会(2023年11月28日実施)において、2023年10月20日に行われた第2回オークションの結果について御報告するとともに、内外無差別な卸売の取組が達成されたエリアの制度的供出量控除の考え方について御議論いただいた。
- 内外無差別な卸売の取組が達成されたエリアについては、新電力のベースロード電源(以下、 「B L 電源」という。)へのアクセス環境は改善している可能性があると考えられるとした一方で、 新電力のニーズ等について確認、検証等が必要と考え、事業者に対しヒアリング等を行った。
- 今回は、2024年1月31日に2023年度第4回オークションが行われたことから、その結果の 御報告とともに、事業者等へのヒアリング等を踏まえ、引き続き内外無差別な卸売の取組が達成 されたエリアの制度的供出量の扱いについて、御議論いただきたい。

- 1. 第4回オークション結果
- 2. 内外無差別な卸売りにおける制度的供出量

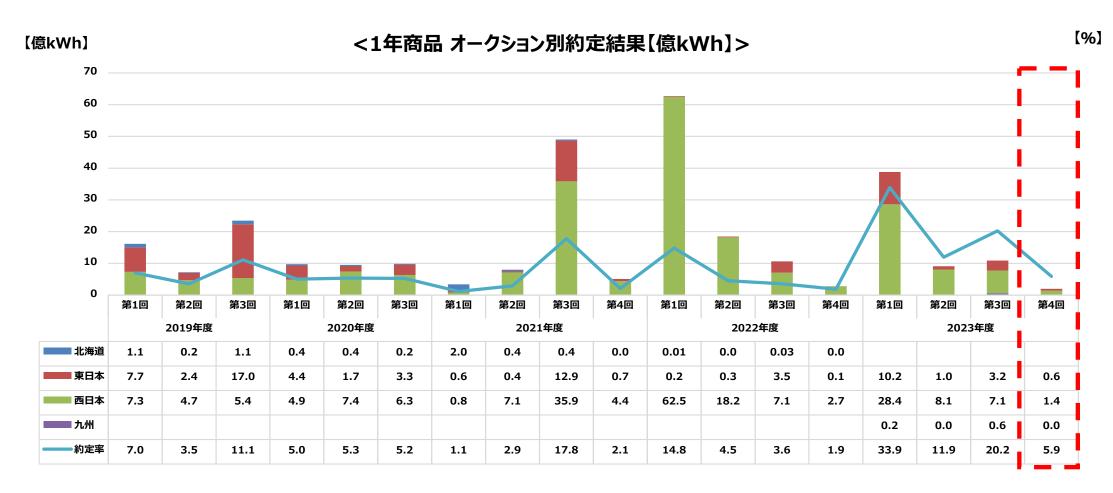
2023年度第4回オークションの応札量(1年商品・固定価格取引)

- 2024年1月31日に、2023年度第4回オークション(2024年度受渡し分、入札期間:1月 21日~31日)の約定処理が行われた。第4回の取り扱いは1年商品・固定価格取引のみ。
- 売応札量は、約40.7億kWhであった。東・西日本エリアにおいて、大規模発電事業者からの応札があり、前年度第4回と比較し応札量は増加。一方で、九州エリアは、売応札がなかった。
- 買応札量は、約33.3億kWhであった。前年度第4回と比較し、応札量は減少。



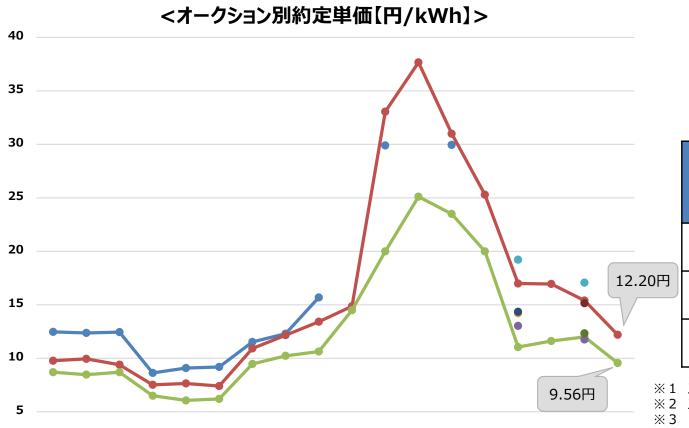
2023年度第4回オークションの約定結果(1年商品・固定価格取引)

- **約定量は約2.0億kWh**となり、1年商品・固定価格取引の総約定量は約60.7億kWh、新電力需要の約3.9%となる。
- 買応札量に対する約定率は約5.9%となり、過年度第4回の中で最も高い約定率となった。
 今年度は昨年度と比較し、高い約定率を維持していることから、買手・売手の応札価格目線が合ってきている可能性が示唆される。



2023年度第4回オークションの約定価格(1年商品・固定価格取引)

● 約定価格は、東日本エリア12.20円/kWh、西日本エリア9.56円/kWhとなった。各エリアとも、 第4回において約定価格が低下、今年で最も低い価格となった。



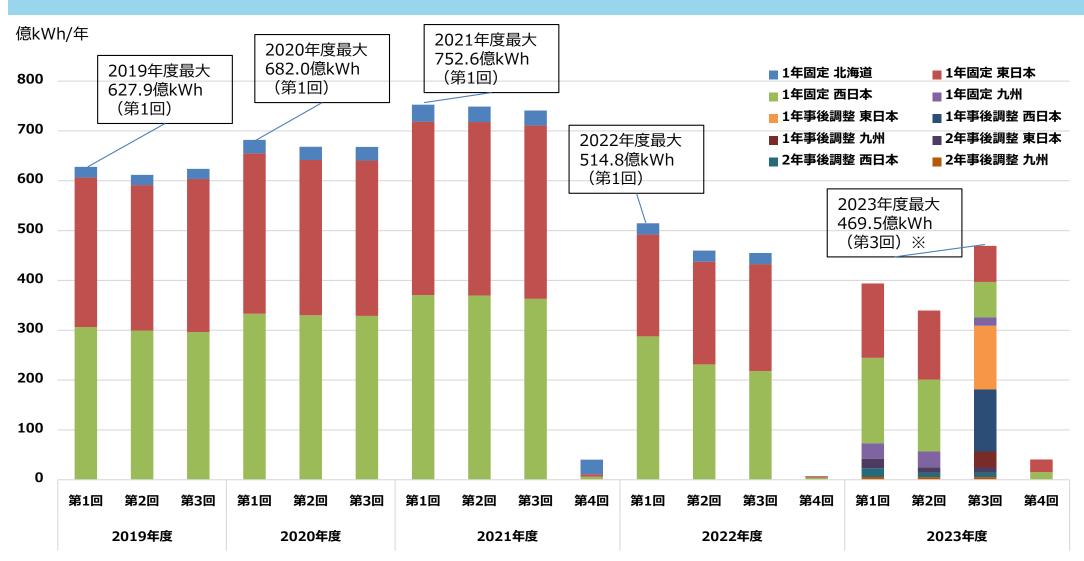
商品エリア	(参考)基準: までの平均]	(参考)	
1 -344 -27	1年分※1	6か月分※2	先物価格 ^{※ 3}
東日本	12.65	13.47	11.63
西日本	10.26	11.34	9.98
九州	9.49	10.47	9.98

- ※1 スポット市場価格単純平均にて算出(2023年2月1日~2024年1月31日)
- ※2 スポット市場価格単純平均にて算出(2023年8月1日~2024年1月31日)
- ※3 1年間分の先物市場価格帳入値段単純平均にて算出 (1/31取引 2024年4月限~2025年3月限)

第1回 第2回 第3回	第1回 第2回 第3回	第1回 第2回 第3回 第4回	第1回 第2回 第3回 第4回	第1回 第2回 第3回 第4回
2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度

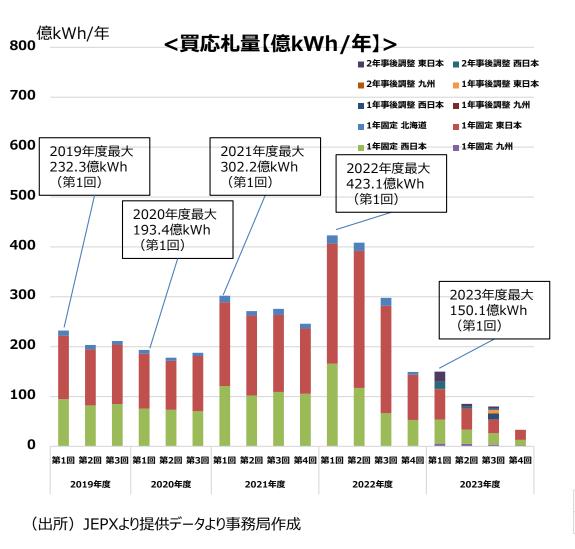
ベースロード市場の売応札推移(2019年度~2023年度)

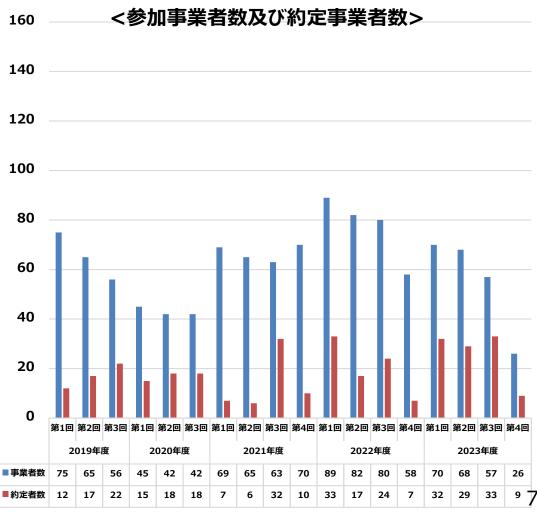
- 売応札量は、2021年度までは新電力シェア拡大により供出量が増加していたが、2022年度以降は、適格相対契約控除量及び常時BU控除の増加、制度見直し等により、制度的供出量は年々減少した結果、売応札量は減少している。
- 2023年度の第3回※を除けば、どの年度も第1回の応札量が最も多い。 ※2023年度第3回において、1年商品・固定価格取引の未約定分が、1年商品・事後調整付取引の売応札として再投入される。



ベースロード市場の買応札及び事業者数推移(2019年度~2023年度)

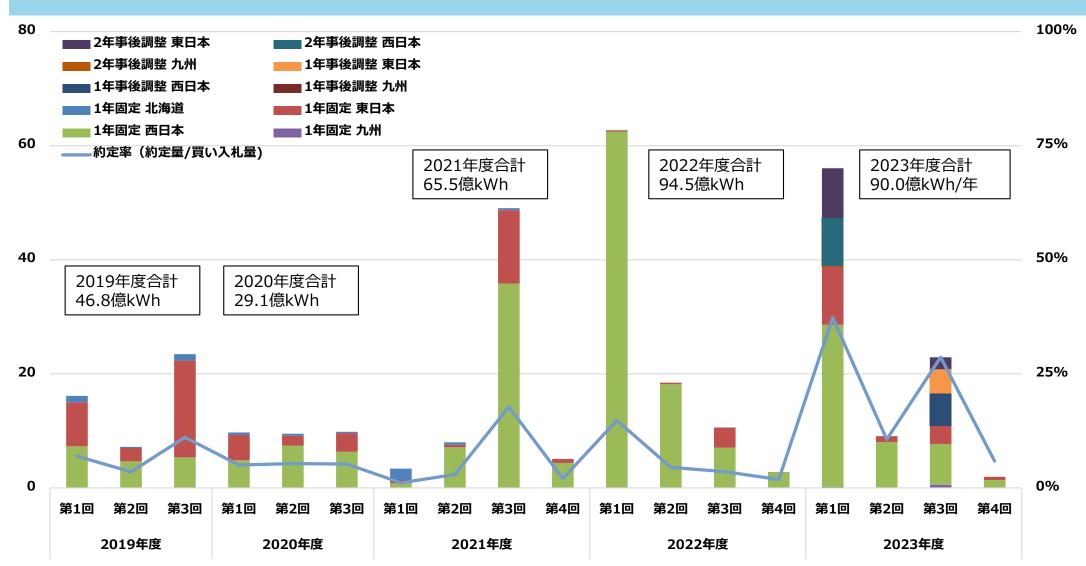
- 買応札量は、減少傾向であり、2023年度が最も少ない結果となった。
- 一方で、参加事業者数については、第1回において多い傾向。2022年度以外は第3回で多くの事業者が約定する傾向。





ベースロード市場の約定量・約定率の推移(2019年度~2023年度)

● 売応札量は減少傾向にあり、また買応札量も減少傾向と、売り手買い手双方の量が減っている なか、約定率は増加傾向となっており、一定量の取引があることや、商品の増加により、市場として は流動性が出てきたところ。



論点:ベースロード市場全体の売応札量の配分と買応札の分散について

- 2023年度オークションから、従来の1年商品・固定価格取引に加え、1年商品・事後調整付取引、2年商品・事後調整付取引を導入した。商品毎の制度的供出量については、過去に小売電気事業者に行ったアンケートを踏まえ、1年商品に85%、2年商品に15%を配分することとした。※
 - ※商品毎に配分後、長期相対契約インセンティブにより商品毎に制度的供出量が控除されることや、新電力の売応札により、取引時の割合とは異なることは留意。
- その結果、2年商品の売応札は売応札全体の5~11%程となった。
- それに対し2年商品の買札は買応札全体9~24%となり、売り側の配分を上回っているところ。一方で、売 応札量が買応札量の1.2~3.7倍と、売札量が買札量を上回っていることから、次年度オークション以降の 各商品毎の供出量については同様の配分とし、必要に応じて検討を行っていくこととしてはどうか。

<2023年度オークション 売応札の分散割合>

<2023年度オークション 買応札の分散割合>

	1年商品 固定価格	1年商品 事後調整	2年商品 事後調整		1年商品 固定価格	į
第1回	351.5億kWh 89%	-	42.4億kWh 11%	第1回	114.6億kWh 76%	
第2回	314.5億kWh 93%	-	25.2億kWh <mark>7%</mark>	第2回	76.1億kWh 89%	
第3回	160.5億kWh 35%	283.8億kWh 60%	25.2億kWh 5%	第3回	53.8億kWh 67%	19
	95%		370		91	!%

	1年商品 固定価格	1年商品 事後調整	2年商品 事後調整
第1回	114.6億kWh 76%	-	35.5億kWh 24%
第2回	76.1億kWh 89%	-	9.3億kWh 11%
第3回	53.8億kWh 67%	19.39億kWh 24%	6.8億kWh 9%
	91	- 1 -	

1.2~3.7倍

- 1. 第4回オークション結果
- 2. 内外無差別な卸売りにおける制度的供出量

事業者へのヒアリング・アンケートについて

- 内外無差別な卸売の取組の進捗により、新電力がBL電源を利用できる環境は改善している可能性があるとし、他方で、小売競争の活性化具合や、新電力シェアの傾向、市場を通じたBL電源へのアクセス性確保の必要性については、確認・検証が必要とした。
- そのため、旧一般電気事業者(グループ会社に含む)及びBL市場での調達・売買実績が多い新電力を対象に、内外無差別の達成後に制度的措置の緩和・撤廃を想定するうえで、BL市場へ求めるニーズ等について、ヒアリング・アンケートを実施した。

論点:内外無差別後の制度的供出量控除量の考え方について

第86回制度検討作業部会 (2023年11月29日) 資料 7 赤枠追加

- B L 市場における制度的供出量の控除について、第76回、第77回制度検討作業部会において、適格相対契約や、常時 B U については、内外無差別な卸売の取組の進捗状況に応じて、見直しすることとした。
- 取り巻く環境変化等を踏まえると、**内外無差別な卸売の取組が評価されたエリアにおいては、新電力が旧一般電気事業者の小売部門と同様の環境でBL電源を利用できる環境は、改善している可能性がある**と考えられる。
- 一方で、内外無差別な卸売の取組による小売競争の活性化具合や、新電力シェアの傾向、新電力側から見たBL市場を通じたBL電源へのアクセス性確保の必要性については、引き続き確認・検証が必要。
- 今後、事業者へのヒアリング等を行いながらBL市場の必要性を確認し、その結果を踏まえ**エリア 毎に、追加的な制度的供出のあり方や、制度的措置のあり方を検討していく**ことが考えられる。
- 上記を踏まえると、B L 電源へのアクセス環境について、長期卸と単年卸の両方において内外無差別な卸売の取組が評価されていることを条件に、適格相対契約控除量の上限の撤廃が考えられる。
- 常時BU控除について、常時BU廃止翌年度の算定においては、廃止前年度の常時BU実績を控除対象としているものの、翌々年度以降の算定において、控除対象となる常時BU実績がなくなることついて、どのように考えるか。

18

11

ヒアリング・アンケート結果(設問抜粋) 新電力の回答(1/3)

<設問1>内外無差別が達成された場合、旧一般電気事業者グループ小売業者との価格競争の関係はどのように考えるか。

- 「旧一電が保有する電源の」内外無差別な卸売りがされていても、電発電源(切り出し済みを除く)は旧一電が実質的に無期限に保有している状態で、 未だアクセスができていない状況。電発電源は水力・石炭が大宗を占め、安価な B L 電源であるため、供出されないままであると、旧一電と新電力で価格 競争力に差が生じる可能性が高い。
- 現状の旧一電卸売は、販売元の旧一電や募集時期によるがLNG価格や石炭価格ベースの提案が含まれており、個別の提案としては徐々に内外無差 別に近づいていると考えている。一方、BL市場における安価な電源(原子力・水力・石炭)のうち、石炭はBL市場に市場価格+リスクプレミアムで 供出されており、BL市場と相対卸の差が少ない状況。
- 原子力・水力は旧一電に有利な競争力として温存され、また、旧一電の内部取引として通告変更権の柔軟さや燃料調達フォーミュラの優位性、容量市場に有利な電源を保有することも含めて、旧一電が有利な状況は変わらないものと考えている。価格競争のイコールフットの観点から、BL市場開設時の当初の目的のとおり、旧一電の安価なBL電源の一部をBL市場に供出すべきではないか。
- 旧一般電気事業者グループ小売事業者しかアクセスできない割安な電源が存在しない、すなわち全ての電源に全ての小売事業者が平等にアクセスできる環境下であれば、B L 市場への制度的供出量・措置の有無にかかわらず、理論上は健全な価格競争が展開されると考えられる。しかしながら、エリア内大手電力の発電・小売事業の実態を鑑みるに、イコールアクセスの確認と同時にプライススクイーズが行われていないかどうかについてもチェックしてもらいたい。
- 大手電力の域外進出がなかなか進まないことの要因の一つに、卸売価格と小売価格の逆転があることが昨年の制度設計専門会合で明らかになっている。大手電力といえども域外へ出ると価格競争できない市場環境の改善が急務であると認識。
- <u>B L 市場は、規模の小さな新電力で購入量が極めて少量であっても、旧一般電気事業者グループの小売業者(以下、旧一小売)と同等の価格で 購入可能な市場であり、内外無差別が達成されたエリアにおいても、引き続き一定の存在意義はあると認識</u>している。しかし、現状の約定価格は、依 然として小売料金と整合しておらず、各エリアで小売事業に活用できる水準を超えており、特に産業用の高負荷率の需要家に供給できる水準とはかけ離れた価格になっていると認識している。
- 制度的供出量の控除範囲の拡大や撤廃により、仮に B L 市場への供出が行われなくなった場合、規模の大きな旧一小売が、価格競争で優位な立場となることが考えられるため、制度的措置により、引き続き一定量を B L 市場に供出する意義はあると考える。
- 内外無差別な卸売入札が実施されていれば、旧一般電気事業者グループ小売業者との価格競争の関係は変わらないものと考える。しかし全量控除可能や制度的な措置の撤廃をするにあたっては、卸売入札における供出量に対しての約定量は公表することは必要と思料。
- ・ 内外無差別が担保されている場合、旧一般電気事業者グループ小売事業者との価格競争は、イコールフッティングであると考える。
- 特定の条件下では旧一般電気事業者グループの小売事業者と新電力事業者の競争関係において新電力事業者が不利になる懸念があると考える。例えば、旧一般電気事業者グループの発電事業者が、旧一般電気事業者グループの小売事業者と新電力事業者双方に発電費用を著しく上回るような高い単価で相対販売した場合が考えられる。この場合、小売事業者への販売という点においては内外無差別が達成されたと評価されるが、旧一般電気事業者を発電事業者から小売事業者まで一貫して捉えた場合に、旧一般電気事業者のみが利益を得る構図になり、結果的に旧一般電気事業者の小売事業者が小売販売において有利になる可能性がある。そのため、内外無差別が達成されていたとしても旧一般電気事業者の発電事業者からの小売事業者への卸販売価格の監視は行う必要がある。
- 内外無差別の卸によって同水準の仕入れを行うことができるため、電源開発の取り組みや、サービスの付加価値により競争がなされることとなる。

ヒアリング・アンケート結果(設問抜粋) 新電力の回答(2/3)

〈設問2〉内外無差別が達成された場合、全量控除可能、制度的措置の撤廃の移行期間を設ける必要はあるか。なぜ必要/不必要か。

【移行期間は必要】

- 全て卸入札となった場合、クレジット枠の貰えない小売事業者は調達困難になるかと思料、取引の場は多いほうが売手買手双方の市況リスク分散となる。
- (相対契約控除の算定が) <u>そもそも卸環境に与える影響を検証する必要がある</u>。 控除量の算定方法として、N+1年度の入札可能量を、N-1年度 の実績で算定することとなり、2年間で卸環境、価格は大きく変動するため、2年間のラグは大きい。
- 切り出し前の電発電源が市場に供出されていないため、完全な内外無差別な状態となっていない点も、廃止の検討をすべきかを議論すべき点と捉える。
- 基本的に電源の調達手段は多様である方が望ましいと考える。したがって、選択肢を減らす場合は慎重に影響を見極めるべきであり、移行期間を設ける 必要があると考える。
- 一定量をBL市場で取引する意義はある。もし仮に全量控除を可能とする、または制度的措置を撤廃する場合、旧一小売などの規模の大きな事業者が内外無差別に供出された電源を買い占め、小規模な新電力が十分な量の電源を確保できない可能性もあるため、十分に慎重な検討が必要。
- ・ エリア毎で内外無差別の達成度合いは異なると思われる中で、現状の<u>B L 市場の商品は3商品しかないことから移行期間を設け、小売電気事業者</u> への周知をしっかり行う期間を設けることが肝要。
- 制度的措置の撤廃の場合は、旧一電の玉が供出されないことで流動性が減り価格均衡が保たれなくなる可能性が懸念される。
- 移行期間中に内外無差別が維持されているかどうかの監視を行った方が良いと考えるため。
- 制度的措置の撤廃については、例えば、旧一般電気事業者の発電部門からの小売部門への卸販売価格について、B L 市場と同等に監視ができる体制が整うこと等の条件を設ける必要があると考える。

【移行期間は不要】

- 現状、B L 市場が安価な B L へのアクセスという本来の役割を果たせておらず、現状の取引環境において代替手段が存在することを考えると即時撤廃しても問題ない。
- 卸売だけではなく、小売市場を含めた競争環境が公平になったエリアがあれば、移行期間を設ける必要なく、非対称規制は撤廃して良いものと思慮。
- BL市場は非対象規制であると認識のうえ将来的にはなくなる仕組みと考えており、相対契約も含めた電源開発に日々努めている。内外無差別の卸供給が開始される時点での撤廃が進められるものと思う。

ヒアリング・アンケート結果(設問抜粋) 新電力の回答(3/3)

〈設問3〉内外無差別が達成された場合、制度的供出量が減少したなかで、ベースロード市場を活用する価値についてどのように考えるか。

- 市場に競争優位性がないこと、内外無差別な卸売や先物市場価格ベースでの取引など調達手段の増加を考慮すると、BL市場活用の価値は高くない。
- **監視等委による制度的供出者の売札価格に関する上限価格に最も価値がある**。現在では、内外無差別な環境が整備されたとしても、その価格が小売価格に反映されず、廉売行為(不当な内部補助)が行われることへの対策がなされていない。旧一電が卸メニューで価格を釣り上げ、マージンスクイーズによって小売環境が歪められる懸念が残るため、ベンチマークとして B L 市場が約定価格を示すことには価値があると考えられる。先物市場でも、B L 市場の価格は大きなベンチマークとなっており、価格指標になっている面もある。
- ・ 足元では翌年度の電気にアクセスする機会は入札かBL市場に限られており、量が減少しても価格が妥当であれば指標として活用する価値がある。
- 量が少なく取引価格が割高な市場は衰退するのが自然の摂理であり、内外無差別が達成され、イコールアクセスが確保され、プライススクイーズが解 消された市場においては、制度的供出量の減少有無に関わらず B L 市場を活用する価値は減少する。検証すべきは、現在の市場環境において、B L 市場が衰退することで損得をする事業者がいるのかということ。本来、市場の改廃は、市場環境を注視しながら、競争中立的もしくは新規参入者育成の観点でなされるべき。
- B L 市場の約定価格は公表されることから、相対取引の価格交渉にも一定程度影響する価格指標としての役割もあると認識している。その点からも、B L 市場における取引が、一定の監視のもと、適切な価格で取引されることは意義があると考える。
- 程度にもよるが、市場への供出量が極端に減少した場合においては、B L 市場そのものの流動性はなくなっていくと思慮。
- **年に数回、B L 電源にアクセスできる機会があり、また約定結果により価格水準が共有される点は価値がある**。電源の価格形態(燃調付きなど)については、旧一般電気事業者との相対取引と大きな違いはないと考える。
- 一定監視があり、制度的供出量が減少した場合には、旧一般電気事業者の卸販売が今以上に多種多様化すると考えられる。その場合、旧一般電気事業者が B L 市場と同様の受給パターンで卸販売を安価に行うようであれば B L 市場の活用価値は低くなる。一方で、旧一般電気事業者が B L 市場とは異なる受給パターンでの販売のみ実施する場合や卸販売価格が高止まりする場合等も考えられ、そうした状況下では、監視の比較対象に用いる可能性があると考える。

(参考:新電力売手としての意見)

- **与信リスクがなく、多くの人が参加できる貴重な場なので売りサイドの市場**として残して頂きたい。
- 制度的供出量が減少したとしても、取引の場が設けられていることに価値がある。**与信リスクが無い取引の場で多くの買い手が参加し、注目する貴重** な場。売り手としては是非残して頂きたい。
- ・ 大ロットでの固定値売買できる市場として重宝されるはず。取引所を通じて売買することで与信リスク等なくまとまった数量を売買できること。時価会計上、期をまたぐ先物取引は遠慮しがちなため、現物取引できるBL市場は残して頂きたい。
- ひとつの商品形態として継続されるのであれば応札することとなると思う。

ヒアリング・アンケート結果(設問抜粋) 旧一般電気事業者等の回答(1/2)

〈設問1〉内外無差別が達成された場合、全量控除可能、制度的措置の撤廃の移行期間を設ける必要はあるか。なぜ必要/不必要か。

【移行期間は必要】

該当なし

【移行期間は不要】

- いつでも同条件で買える状態が恒常的に出来上がっており、控除する量の議論や移行期間の議論の先に進んでいる(全量控除可能かつ移行措置不要)と認識。
- 卸入札制でベース商品を用意しており、買い手はこちらで購入できるので不要。
- ・ 移行期間は不要と考える。事業者の創意工夫のもと相対契約を内外無差別に卸売する方が、経済的にも競争環境的にも望ましい。
- 移行期間は不必要と考えている。**内外無差別な卸売の進展状況(各社が公募した電力量の増加状況)を、B L 市場の制度趣旨である旧一電と** 新電力等の B L 電源へのアクセス機会が均等化するまでの移行期間と捉えることができるため、全量控除可能、制度的措置の撤廃が決定された後の更なる移行期間は不必要。
- 移行期間の必要はないと考える。仮に、6月に内外無差別の卸売りが担保されていると評価された エリアについては、8月末のBL市場への応札義務 はないと考えている。
- 内外無差別な卸売が行われていれば、電源へのアクセス機会は担保されており、移行期間は不要と思料。
- 内外無差別が達成されており市場創設の趣旨であるBL電源へのアクセス機会の均等が確保されているのであれば、移行期間は不要。
- 当該制度的措置の撤廃条件が、内外無差別の達成など電源アクセスの公平性向上を経たものだと考えれば、移行期間等段階的対応は不必要。
- 受渡期間(1年又は2年)毎に都度オークションを行うため、移行期間を設ける必要はない。
- 移行期間は不必要。**移行期間があることで、内外無差別な卸売(≒長期を含む卸相対契約)においてBL市場の供出に備えるかを検討せざるを 得ず**、仮にBL市場の供出に備えることになった場合、内外無差別な卸売の原資が、新電力を含む各小売事業者にとって十分に満足な量に至らない可能性があることや、**早期に販売できていれば相対で売れたかもしれない量について、結果としてBL市場で約定しなければ、相対契約で売る機会を失うリスクを負うことになる**。また、旧一般電気事業者グループ小売事業者は自エリアが含まれる市場範囲のBL市場から電力を購入することが出来ないため、移行期間を設けると卸相対契約の購入機会が減るという状況となる。

ヒアリング・アンケート結果(設問抜粋) 旧一般電気事業者等の回答(2/2)

く設問2>内外無差別が達成された場合、相対契約先が見つからず、BL電源が発生する電気の安定的な供給先の確保が困難になる懸念はあるか。ベースロード市場(制度的措置あり/なし)や先渡市場の活用は考えられるか。

- 内外無差別な卸売を行った結果、B L 電源を原資とする電気の相対契約先が見つからない可能性はある。その場合、**販売手段のひとつとして、B L 市** 場(制度的措置なし/任意参加)や先渡市場の活用は考えられる。
- 内外無差別に販売している中で、相対契約先が見つからないのは、<u>市況が低迷している状況と考えられ、そのような状況下では、制度的措置の有り無しにかかわらず、BL市場の買い手のニーズもなく、活用は困難。</u>
- 買い手の目線感によっては、相対契約先が見つからず、示唆通りの状況が生じる可能性がある。そのような取引環境では、**市場価格が下落している断面であり、B L 市場を残存したとしても販売量確保の有効な手立てとならないと思慮。**事業者としては、電源維持・投資・燃料調達の観点から販売手法を適宜検討し発電部門の利益最大化に取り組んでいくこと、また国においては発電事業の事業継続性等に必要な政策措置をご検討いただくことが肝要。
- 内外無差別の達成にかかわらず、卸電力市況の低下により、調達者である小売電気事業者の市場依存度が増し、その裏返しとして、B L 電源を含め、 発電事業者としての安定的な供給先の確保(相対等)が困難になる可能性・懸念はある。こういった現物の供給過多の状況下では、B L 市場でも先 渡市場でも、似たような約定構造になるため、懸念解消の手立てになるとは考えにくく、より多くのプレーヤーがおり流動性の高い、先物を含む金融商品の 市場でヘッジ取引が活発になるものと考えられる。
- B L 市場の制度変更があったとしても、小売事業者がスポット市場以外で調達する電気の総量が変わることはないと仮定すれば、影響は限定的なものと想定。発電事業者の販売先の選択肢として、制度的措置がない B L 市場を活用する可能性はあると考えているが、先物・先渡市場の活性化を目指すのであれば制度的措置の有無にかかわらず B L 市場は廃止することが望ましい。
- 相対契約先が見つからないということは、市場原理として小売事業者にとって求められている電源ではないこととなるので、仮にその電源をBL市場等へ供出したとしても約定する可能性は低い。なお、公募を複数回行うことで、小売事業者のニーズを踏まえつつ、相対契約先が見つかるまで協議を実施していきたいと考えており、現状で懸念はない。
- そういった状況になる可能性はあるが、B L 市場の有無ではなく、西エリアの原子力稼働による市況低下など競争環境による影響が大きいものと思料。
- どのような状況においても、**電源が稼働する前提においては最終的にはスポット市場に供出することが可能であること、価格面では事前に先物市場で** ヘッジすることで解決できると考えていることから、現時点では相手先の確保の懸念はない。
- 卸入札でも, ベース商品での卸売を行っている。これまで最も札入れ量が多く、多くの約定実績がある人気メニューであることから、今後も卸売り先の確保が困難になることは考えていない。BL市場の活用を考えるのではなく、BL市場に供出してきた分を卸入札のベース商品に統合し、内外無差別に卸売していくことになる。
- 単に内外無差別な卸売を推進するだけでは、既存相対契約の大宗を確保している旧一電小売が市場調達を選択する機会が増加し、市場経由や短期契約による調達に流れることで、安定的な供給先の確保ができなくなる可能性がある。その結果、日本全体で長期相対契約が減少し安定供給に支障をきたすことが懸念されるため、長期相対契約の促進策も併せて措置されることが必要。少なくとも現行のBL市場における制度的供出のように、画一的な商品を強制的に供出させるのではなく、事業者の創意工夫がなされた長期商品を様々な方法で販売できるようにすべきであり、それが担保される前提においては、BL市場や先渡市場の活用も選択肢になり得るものと考えます。

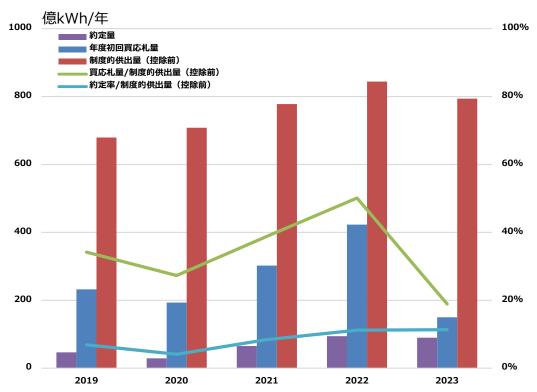
内外無差別後のベースロード市場の制度的供出量の扱いについて

- 多くの新電力が、電源へのアクセス環境が改善することから、内外無差別の卸売が達成した場合、 BL市場への制度的供出量が減少することに違和感はないと回答した。一方で、小規模新電力が参入できるアクセス性の容易性や、相対卸契約への急激な移行への懸念から、制度的措置の緩和・撤廃には、移行期間や制度的措置の残存を希望する意見が多かった。
- また、内外無差別の卸売の取組が達成されたとしても、小売の価格競争や、与信の困難さから、 電源へのアクセスができないのではないかという懸念から、引き続き B L 市場から調達を望む回答があった。
- それら意見がある一方で、旧一般電気事業者からは、内外無差別の卸売と評価された場合は、 即時制度的措置を撤廃を希望し、B L 市場に供出していた分の電力については、自社の相対卸 契約に移行したいといった回答のほか、制度的措置がなくなった後も、販路の一つとして B L 市場 を活用する可能性があると回答があった。
- また、内外無差別な卸売へ全量供出できないことによるアクセスの阻害や、B L 市場の結果をまっての相対契約交渉が始まるなど、制度的措置があることで、大規模発電事業者の卸売りに一部 弊害が生じている可能性もあるところ。
- これらを踏まえると、内外無差別の卸売の取組が評価されたエリアにおいては、制度的措置を緩和していくことは妥当である一方で、BL市場での取引を一定量確保する必要もある。
- B L 市場のアクセスを確実に担保したうえで、より取引を柔軟にできるように内外無差別の評価された事業者に限り、相対契約量による控除上限を引き上げることも一案であり、現状の適格相対契約控除の上限値を緩和することが妥当ではないか。

論点:内外無差別後の適格相対契約控除量について(1/2)

- 第4回のオークションの応札状況やアンケートの結果から、大規模発電事業者の任意供出におけるBL市場の応札は限定的と考えられることから、控除量の上限値の緩和については、BL市場へ一定の供出されるように設定することが適当。
- 過去のBL市場の取引状況は、売札に対し、買札が少ない傾向が続いている。控除前の制度的供出量と比較すると、買札は約20~50%程度、約定量については5~12%程度であることから、制度的供出量が20%程度あれば、売札量が約定量を上回り、買札と同等量が市場に応札されるため、市場の流動性に与える影響は少ないのではないか。

<制度的供出量(控除前)、買応札量、約定量>



論点:内外無差別後の適格相対契約控除量について(2/2)

- 適格相対契約によって上限値まで控除し、市場への供出量を控除前の20%程度を目標とした場合、上限値80%では、他の控除項目により20%以下を下回ってしまう。また、内外無差別な卸売の状況下においては、長期相対契約も促進され、長期相対契約インセンティブの控除も上限まで控除する可能性がある。
- その仮定において、制度的供出量が20%程度になるよう控除量上限値を求めたところ、上限値70%であれば、制度的供出量(控除前)全体の約21%程度が1年商品・固定価格取引に供出される。
- この結果を踏まえ、内外無差別の卸売の取組が評価されたエリアについては、適格相対契約量の控除上限 は70%としてはどうか。なお、控除上限値については引き続き、取引状況の検証を行い、全量控除の可能性 を目指し検討していく。

※内外無差別な卸売りが達成したエリアについては、常時BUは廃止されるものの、過年度において常時BUに供出していた分は相対契約控除へ移行すると考えられる。このため、 常時BUが廃止されたとしても、適格相対控除枠が70%まで拡大することで不利益になることはないと考えらる。

<控除上限値各値における市場供出量シミュレーション>

適格相対控除上限(%)	30現状	50	60	70	80	90
①制度的供出量(控除前)	100	100	100	100	100	100
②(①×上限) 適格相対控除量※全量控除の場合	30	50	60	70	80	90
③ (① - ②) 制度的供出量(商品毎配分前)	70	50	40	30	20	10
④(③×30%) 長期相対契約量※全量控除の場合	21	15	12	9	6	3
⑤ (③ - ④) 制度的供出量(控除後)	49	35	28	21	14	7

19

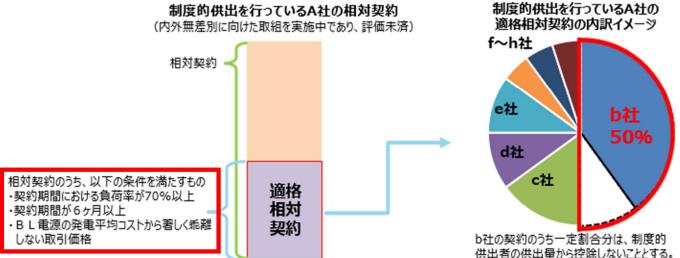
(参考) 適格相対契約控除について

論点4:適格相対契約量に応じた制度的供出量の控除」

第76回制度検討作業部会(2023年 2月27日)資料5より赤枠追加

- これらのご意見も踏まえ、足下の適格相対契約量の増加も考慮のうえ、制度的供出者の適格相対契約や内外無差別の取組のインセンティブを高める観点から、一律で引き上げることとしてはどうか。その際、内外無差別の取組は過渡期であるとも考えられる現状においては、BL市場への供出量を一定程度確保するためにも、上限値を30%としてはどうか。
- また、内外無差別の取組は開始されたばかりであり、契約は内外無差別の状況下で締結されたものと評価することは難しい状況。こうした状況も踏まえ、適格相対契約のうち特定の新電力が一定以上の割合(例えば4割以上)を占めている場合は、電源アクセスの改善に寄与していると判断することが難しいことから、当該契約分は一定割合まで差し引いて、控除量を算定することとしてはどうか。
- なお、控除上限値や適格相対契約の条件については、今後の内外無差別の取組状況等を踏まえ、必要に応じ見直すこととしてはどうか。

<適格相対契約の内容見直し案イメージ>



- A社はb~h社の計7社と適格相対契約を結んでいるが、そのうちb社は、適格相対契約のうち50%と、相当な割合を占めている状況。
- 適格相対契約が増加している事等も踏まえ、控除 上限値は引き上げも考えられるが、内外無差別の 進捗状況には差があることに加え、新電力間の公 平性の観点も考慮する必要がある。
- 上記の観点から、適格相対契約のうち相応の割合を占める新電力が存在した場合、その新電力との契約量については、例えば40%までなど、一定割合までしか控除対象としないこととしてはどうか※
- ※上限値については、新電刀の規模等も、週格相刈 契約に占める割合に影響を与えていることに留意した うえで、設定することが考えられる。

(参考) 長期相対契約インセンティブ控除量について

● 長期相対契約インセンティブ控除については、ベースロード市場ガイドラインにおいて、個社毎かつ 受渡し年度毎に制度的供出量を算定した後、制度的供出量から控除することとしている。

論点2-2:長期商品の供出量及び長期相対契約イン

第78回制度検討作業部会(2023年4月26日)資料6より赤枠追加

- 前回の制度検討作業部会においては、長期取引を活性化させる観点から、例として、<u>B L 市場への制度的供出量のうち一定以上が長期商品に供出されるよう設定</u>したうえで、長期商品への供出量から長期相対契約量を控除してはどうかとお示しした。
- 制度的供出者による供出量については、小売電気事業者へのアンケート結果における、1年と1年超~3年未満の比率を踏まえ、供出量の15%を長期商品に供出することとしてはどうか。
- 長期商品についても、BL市場の目的を踏まえれば、BL需要に対応する量を確保するものであることから、購入可能量については、BL需要に相当する量(購入可能量)内としてはどうか。 ※前年度の長期商品の約定量は、既に受渡しが約束されていることから、制度的供出量及び購入可能量から控除することが妥当と考えられる。
- また、希望する取引期間における1年超の割合(約50%)と、BL比率(約56%)を勘案し、 長期相対契約インセンティブの控除量の上限については、供出量の30%としてはどうか。
 ⇒ 上限値は、今後の内外無差別の取組状況等を踏まえ、見直すこととしてはどうか。

